

2026年度予算に向けた横浜市の地域福祉施策に関する提案書

2025年11月26日

生活クラブ運動グループ・横浜ユニット連絡会

代表 競 啓子

はじめに

私たち横浜ユニット連絡会は、地域にあるさまざまな課題やニーズを自分たちの暮らしの問題として受けとめ、必要な事業やサービスを自分達の手でつくり出していく「参加型福祉」の理念のもと非営利・協同のコンセプトで活動する市民団体の集まりです。利用する人も支える人も共に参加し、それぞれの思いを出し合いながら、よりよい地域づくりに向けた提案を行っています。

共働き世帯や単身世帯、高齢者のひとり暮らしが増え、家族や地域のつながりが以前よりも希薄になりつつあります。一方で、物価やエネルギー費の上昇、介護や子育てなどの負担増、気候変動による災害リスクの高まりなど、日々の生活の中で不安を感じる場面も少なくありません。さらに、昨年夏の「令和の米騒動」から始まった主食となるお米事情は、私たちの生活に大きな混乱をもたらしています。

こうした中で、市民一人ひとりが自分らしく暮らし続けるためには、公的な支援（公助）だけでなく、地域での支え合い（共助）や、参加・協同による新しいつながりがますます重要になっています。市民が実際に感じている課題や声をもとに、制度や仕組みを見直し、誰もが安心して暮らせる横浜の実現をめざし、現場の実情に即した仕組みづくりにすすめていくことを提案します。

横浜ユニット連絡会では、横浜に暮らす市民の声や、非営利・協同で事業を行うワーカーズ・コレクティブやNPOの現場からの気づきをもとに、政策提案を行っています。

一人ひとりの声をよりよい制度づくりやまちづくりにつなげ、誰もが安心して暮らせる、魅力ある横浜を未来へと共につくっていくために、以下提案します。

I. 子育てしたいまち横浜

2025年1月、2021年に人口減少に転じた横浜市の人口が4年ぶりに増加し、20代から40代の転入超過数は過去20年で最高のプラスとなったことが報じられました。

7月に実施された横浜市長選挙において、山中竹春市長は、この好循環を未来につなげるとして、「もっと子育てしたいまち」を目ざして、経済的・時間的負担の軽減や、安心して子どもを預けられる環境づくり等を推進することを約束されました。

一方で、「合計特殊出生率」は、2022年時点で全国が1.26であるのに対して、本市は1.16と低い水準となっており、子育て支援施策の多様化と充実に向けた一層の取り組みが求められています。

1. 働いていても、いなくても預かる

私たちは、理由を問わない預かり「乳幼児一時預かり事業」を実施しながら、様々な制度の見直しを提案してきました。一時預かり事業は、「預かる」だけにとどまらず、子育ての不安に寄り添い、相談支援の入り口ともなっています。また、保護者のみならず子どもを支援する重要な子育て支援事業です。

1) 保育士の処遇改善

乳幼児一時預かり事業においては、認可保育所と同様に保育士の確保に苦慮しています。また、物価高騰が続く中、事業を継続していくことに不安を感じています。

公定価格に加え各種加算により処遇改善を図っている認可保育所や小規模保育事業、企業主導型保育施設などの処遇にならって、今後も安定的に事業を運営できるよう、処遇改善に向けた取り組みを推進してください。

2) 多胎児の移動支援

多胎児の乳幼時期の育児をしている保護者からは、「日中1人ではどこにも出ることができずに孤立していた。」「多胎児育児は家計に大きな影響がある」といった意見が聞かれます。レスパイトを含めた乳幼児一時預かり事業において、多胎児減免制度があることは有難いとの声も聞かれます。

一時預かりの利用にあたって、保護者は、二人乗りの大きくて重たいベビーカーで外出することになります。「雨天の日は、家から出られない」といった理由から、利用をキャンセルされる方もおられます。タクシーを利用するとしても、チャイルドシートが一つしかない場合も多く、ユニバーサルデザインのタクシーでなければ、二人乗りベビーカーをタクシーのトランクに乗せることができないという課題もあります。このように多胎児の育児で車を持たない家庭や、周りに頼る人がいない方たちは、移動手段を選べず困っています。小規模保育事業へのタクシー送迎支援施策等も参考に、多胎児の移動支援について検討してください。また、多胎児家庭のみならず、障害者や高齢者に配慮された誰もが使いやすいユニバーサルデザインのタクシーの普及促進に努めてください。

2. 場を生かす、場をひらく～これからの保育所の役割

1) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

こども誰でも通園制度は、2026年度より本格的に実施される予定ですが、現状では、実施園数や定員枠が十分に確保されているとは言いがたく、利用上限時間も一人あたり月10時間とされるなど、利用者のニーズに十分応え切れていない状況があります。引き続き、国に対して制度改善を求めてください。

誰でも通園制度は子どものための支援で、一時預かり事業は保護者への支援とされていますが、いずれも親子を支援する取り組みです。横浜市の一時預かり事業は優れた制度として整えられていることから、本制度と一時預かりと一体的に運用されていくことが望ましいと考えます。

すでに、誰でも通園の利用上限時間を超える場合に、こども誰でも通園と一時預かりを併用して利用される家庭があります。また、誰でも通園の定員枠が少ないために、多胎児等のきょうだい児で、誰でも通園と一時預かりを併せて利用される事例もあります。しかし、こども誰でも通園で預かりする場合、認可保育所の一時預かりや乳幼児一時預かり事業との利用料や補助金に格差があります。

- ・保育士確保に見合う補助金体制として、認可保育所等における一時預かり事業と同様に、枠（人数）の確保に対する補助となるよう見直してください。
- ・認可保育所の一時預かりや乳幼児一時預かり事業と同様に、こども誰でも通園事業においても多胎児減免制度を導入してください。

2) 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業（子育てひろば）

保育所における地域子育て支援の役割は年々大きくなっています。一方で、横浜市は、2024年度より、非常設園に対する補助を廃止し、常設園のみで地域子育て支援事業を行っていますが、子育て家庭の選択肢が少しでも多いほうが、支援が届く可能性が高くなります。子育て家庭が気軽に通えるように、近隣の全てのこども園及び保育所等で子育て支援事業（子育てひろば）が行えるよう、制度の見直しが必要と考えます。

- ・多くのこども園や保育所を地域にひらくために、非常設型の子育てひろばに対しては、参加状況など実態に応じた補助を検討するなど、再度の見直しをおこなってください。
- ・小規模保育事業は地域子育て支援事業の補助対象外となっていますが、利用者との距離が近くきめ細かな保育を行なっている小規模保育事業も、地域子育て支援事業の対象としてください。

3) 食支援（子ども食堂、フードパントリー等の実施）

こども家庭庁が実施するひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業は、保育園子ども食堂や保育所等を拠点とするフードパントリー事業にも活用されています。まずは、横浜市における本事業の実施状況を把握し、情報を共有できるしくみを作ってください。

3. アウトリーチ型サポートの充実を

1) 担い手確保

私たちは、産前産後支援、育児支援、養育支援などヘルパー派遣事業における最大の課題は人材確保であり、ニーズに応えたくてもヘルパーが見つからず、派遣を断らざるを得ない状況を訴えてきました。ヘルパー不足の主たる原因は賃金水準の低さであり、介護保険制度においては、介護報酬を補う各種加算や補助金制度も創設されています。子どもとその家族を支援するヘルパーの確保に向けて、処遇改善や業務効率化に向けた実効性ある取り組みを求めます。

2025年度予算に向けた 横浜市の地域福祉施策に関する提案書の回答において、新たな担い手確保に向けた取り組みとして「利用ニーズに応えるために事業者の安定的な確保に努めています。」との回答を得ました。その取り組みの効果を明らかにしてください。

2) より良い支援のためのケース検討会の開催

困難ケースに対する個別支援会議の開催・参加ヘルパーの受託事業者の会議への参加に関して、産前産後ヘルパー派遣事業及び育児支援ヘルパー派遣事業においては各区役所が、また、養育支援ヘルパー派遣事業では各児童相談所が判断していると承知しています。しかし、事業所が困難事例と判断し行政につなげてもケース検討会が行われることはほとんどありません。こうした状況についてご説明ください。その上で、ヘルパー事業所も参加するケース検討会等が開催できる体制を整えてください。

3) 養育支援ヘルパー

養育支援ヘルパー派遣事業の支援内容として、対象家庭の子どもの保育園送迎があります。子どもの育ちをサポートするために重要な支援と捉えますが、生活支援・家事支援を中心業務として いる事業所からのヘルパー派遣が難しい実情もあります。保育園に通うことは、子どもの育ちを保障するために重要なサポートであり、この支援について保育園の持つ機能として人材活用する仕組みを検討してください。

4) 地域療育センターでのきょうだい児の預かり

きょうだい児保育はきょうだい児をただ預かるだけでなく、家族を地域へとつなぐことで地域資源を有効活用し孤立を防ぐ役割もあります。保護者の精神的健康の維持機能や、送迎が一ヶ所になることで障害児と保護者の負担軽減につながる取り組みです。

これらに携わる保育士の処遇改善も含めて今後の地域療育センターでのきょうだい児の預かり保育のあり方を横浜市と各地域療育センター、実施団体で一緒に考えられる協議の場を求めます。

II. 高齢者の在宅生活を支える

横浜市においては2024年、第9期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と認知症施策推進計画が一体的に整備され、「よこはまポジティブエイジング計画」が策定されました。横浜市でも人口減少と同時に高齢者人口が増加し、高齢化率は25.5%(2025.1.1 現在)と上昇しています。計画のテーマに掲げられた「歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して」は、誰もが望むことではありますが、高齢者がその理想を実現するには、地域の在宅サービスは不可欠です。しかし、労働力不足があらゆる業種で叫ばれる中、在宅を支える介護の人材不足は最も深刻な状況が続いています。

1. 訪問介護員の確保と事業所の運営の安定化

厚生労働省によると、第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等から推計した介護職員の必要数は、2026年度に約240万人（2022年度対比+約25万人）、2040年度には約272万人（+約57万人）となっています。ただちに、国をあげて人材確保策をより強化・推進しなければ、世界に誇る日本の介護保険制度は崩壊します。訪問ヘルパーの人材不足は、有効求人倍率は15倍前後で高止まりが続いている深刻な状況になっています。私達も、毎年この問題を取り上げ提案してきましたが、改善どころか、新しい人材が増えず、ヘルパーの高齢化が進む一方で、事業所は崖っぷちにきている状況です。ヘルパーはパートで働く者も多く、最低賃金が上がり、配偶者の扶養の範囲で働くとなると、労働時間を減らすしかありません。人材不足は現状維持どころかさらに深刻になっています。

そうした状況にもかかわらず、昨年4月からの介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が最大3%引き下げられました。厚労省は、新たな処遇改善加算で、訪問介護員の確保が見込まれるとしています。しかし、処遇改善加算は、事業所運営には使えないため小規模事業所は加算のための煩雑な作業に対する経費もかけられないという矛盾に陥り、訪問介護事業所の倒産件数も増えています。

10月からは、最低賃金の引き上げが行われました。最低賃金の引き上げ自体は、必要なことですが、それならば訪問介護の報酬の引き上げも必要です。物価高が続いているなかで、地域で頑張っている特に小規模事業所は、基本報酬の切り下げ、物価高、最低賃金の引き上げと三重苦にあえいでいます。

横浜市は、100万人近い高齢者が住んでいる最も大きな基礎自治体です。その影響力を発揮し、国に対して訪問介護の基本報酬の引き上げを求めてください。

また、横浜市として、国の改正が行われるまでの間、訪問介護員の人材確保と事業所運営の安定のために、早期に独自の施策を講じるよう提案します。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の見直し

2015年の介護保険制度改定により、要支援者向けのサービスは「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行し、横浜市の市町村事業と位置付けられました。しかし、総合事業は「地域の支え合い」を掲げながらも、実際には要支援者が必要とする専門的サービスを十分に保

障できない構造的な問題を抱えています。特に、訪問型生活援助サービス（サービスA）では、有資格の介護職員が報酬を減らして従事している実態が続いており、専門職の技能や労働の価値を軽視する状況は看過できません。

一方で、介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）については、これまで制度目的と実際の運用との間にずれが生じ、要支援者を十分に支える仕組みとは言いがたい状況が続いてきました。今年見直しが行われていますが、事業の趣旨を再確認し、支援を必要とする高齢者が安全かつ継続的に利用できる体制に向けて、更なる見直しが求められます。

また、介護保険財源を用いて住民主体の活動を支えるという現在の枠組みには、依然として課題があります。ボランティア団体や地域住民による支え合いの活動は、地域福祉の観点から極めて重要ですが、それは介護保険制度の目的とは異なる領域に位置づけるべきです。介護保険財源は、専門職による介護サービスの確保にこそ充てられるべきであり、住民主体の活動は一般財源や地域福祉施策として独立した支援制度で運営すべきです。制度の混在は、専門性と責任の所在を曖昧にし、結果として要支援者の権利と安全を損なうことにつながります。

さらに、国が検討を進める「要介護1・2」の総合事業への移行については、現実的には不可能です。要介護1・2の多くは、日常生活に継続的かつ専門的な支援を必要としており、地域のボランティアや住民主体の活動だけで対応できるものではありません。自治体が責任を持って生活を支える体制を維持するためにも、横浜市として国に対し、要介護1・2の総合事業移行に反対し、制度の再検討を求めていくべきです。

3. 高齢者食事サービスの再開

横浜市は、1995年から行っている高齢者食事サービスを、今年の3月31日で終了しました。この事業は、訪問による食事の提供と安否確認を行うことで、高齢者の在宅を支援することを目的として行われてきました。しかし、現在では、さまざまな民間事業所が栄養価の高いお弁当を提供している。安否確認にしてもICTを活用した民間事業者による様々な安否確認機器も充実しているという理由で終了しました。

しかし、利用者の生活実態は、理由に挙げている状況とはかけ離れています。食事サービスを利用している方は介護度2以上の方です。ケアマネージャーの支援はあるでしょうが、「はい、そうですか、では他を利用します」とすぐに対応できるわけではありません。食べ慣れて舌になじんだ食事と届けてくれる顔なじみになったメンバーと切れた後の安否確認がスムーズに移行できたか不安が残っています。また、いくら安否確認機器が充実しているとはいえ、新たに利用するには費用もそれなりに掛かります。今、物価高で暮らしがきつくなっている高齢者が増えてきていることは容易に想像がつかます。横浜市全体では、何人の利用者が安否確認のない食事だけの利用になったのでしょうか。

要支援者等の高齢者に対しては、横浜市サービス・活動B等補助事業で、配食支援の事業が行われており、栄養改善を目的とした配食や見守りを行っています。

要介護認定された高齢者への食事サービスによる在宅支援の必要性は、依然としてあります。高齢者食事サービスの再開を提案します。

Ⅲ. 障害児・者の支援

1. 横浜市地域生活支援事業「移動支援」の充実

1) 人材確保

移動支援は、障害児・者の特性が個々に違い、また屋外での支援のため想定外の場面も多く対応するヘルパーには高いスキルや適応力が必要とされます。移動支援を行う事に躊躇するヘルパーが存在するように、難しい面があることは事実です。しかし障害児・者を地域社会の一員と考え、健常者と同じように行きたい所に行き、やりたい事をやる権利は保障されなければならないはずです。余暇支援のニーズは土日・祝日に集中し、通学通所支援も、利用したい時間帯が重なっているなどヘルパーの確保をより困難にしています。それにより相談支援員が、移動支援の提案がしづらい状況も生じています。こうした課題について横浜市はすでに把握されているとのことですが、利用者・家族が抱えている切実なニーズに対して応えていく実効性ある対策を講じてください。

2) 新規事業所開設・事業継続

サービス提供責任者を配置することが難しく、そのため移動支援事業のサービスの新規事業所開設や事業継続が困難となるケースが散見されます。移動支援事業のサービス提供責任者の資格要件は「要項」に定められたものですが、横浜市独自の事業であり必要に応じて改定することは可能です。新規事業所の開設や事業継続のために、障害児・者の施設での直接支援等を評価することや、社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格を評価するなど、移動支援事業のサービス提供責任者の資格要件の拡大を検討してください。

3) 余暇支援

現在の移動支援事業において、余暇活動そのものに対する支援まで制度の目的を拡大することは困難であるとの見解ですが、では、余暇の充実にかかる施策はどのように検討されているでしょうか。ほとんどの障害者の余暇支援は移動だけでは成り立たない事を前提に、本人が望む余暇支援の在り方の具体的な検討がなされることを切望します。

2. 障害児相談支援事業

・利用者にとって、ライフサイクルに合った必要なサービスを共に考えていく相談支援専門員は必要不可欠な存在です。よこはまわくわくプランで障害児相談支援を始めとする相談支援の推進で、5年間で2倍弱の相談支援事業所数の拡充（現状現状値119箇所→2029年度220箇所）を推進するとされていますが、現在の補助金体系では事業を維持していくことが困難です。相談支援事業所が増え、必要とする全ての方が利用できるよう、引き続き実効性のある施策を検討してください。

3. 放課後等デイサービス

こども家庭庁より、『児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令第16条において「指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない」と定められており、サービス担当者会議への出席依頼等に対して、指定通所支援の円滑な利用の観点から協力を求められていることから、当該加算(関係機関連携加算(II))による評価を行わない(算定されない)。(令和6年3月29日 発出 Q&A VOL1 問36)』とQ&Aが発出されていると承知しています。サービス担当者会議は、利用者や家族にとっても、放課後等デイサービス事業所にとってもより良い支援に繋げるための重要な会議です。指定通所支援事業所の業務を適正に評価し、その取り組みが促進されるよう、国に対して提言を行ってください。

4. 障害者の夕方支援

近年、放課後等デイサービス事業所の拡大と共に、利用者も拡大の一途を辿ってきました。そして、放課後等デイサービスを利用してきた児童が、高校卒業を迎え利用終了となると同時に夕方の居場所が無くなるという状況が生じています。横浜市は、日中一時支援事業や障害者地域活動ホームの一時ケア、生活介護事業所における延長支援等による夕方支援を構想されていますが、そうしたサービスは明らかに不足しています。生活介護事業所終了後、直接自宅に帰るしか選択肢のない状況では、意思決定支援を行う上でも課題が大きいといわざるを得ません。生活介護事業所における延長支援を期待するのであれば、延長支援に必要な人件費に相当する報酬単価となるよう引き続き国に提言すると共に、横浜市としても早急な対策を検討してください。

5. 障害児・者の災害時の避難対策

近年、気候危機による災害は激甚化しており、能登の震災やカムチャツカ地震では、多くの市民が「次は自分たちかもしれない」と防災を自分ごととして捉えるようになっていきます。カムチャツカ地震では津波注意報が発令され、沿岸部で避難行動が発生しましたが、夜間の避難や移動手段の確保に課題があることが改めて浮き彫りになりました。

横浜市でも災害対策の強化が進められていますが、能登の災害で明らかになったように、高齢者や障害児・者、子ども、女性など、避難に配慮が必要な人への支援は依然として十分とは言えません。発災時には、一般避難所での配慮に加え、そこでの生活が難しい人を受け入れる福祉避難所の役割が極めて重要です。

横浜市では、福祉避難所の指定や協定締結が進められていますが、実際の開設にあたっては課題も多く、想定どおりの受け入れができない場合も考えられます。特に障害児・者については、特性に応じた環境や支援が必要であり、より柔軟で多様な受け入れ体制の検討が求められます。福祉避難所のさらなる拡充を進めるとともに、地域の福祉事業所や特別支援学校などと連携し、平時から避難時の役割や支援内容を共有できる仕組みの整備を進めてください。さらに、災害を実際に想定した地域の避難訓練などに要配慮者の避難を想定できるよ

う後押しをしてください。また、横浜市が今年度から取り組みを始めた、医療的ケアが必要な人を対象とする個別避難計画の作成をさらに進め、障害児・者全体の計画づくりの完了をめざしてください。

災害は市や県の境を越えて発生します。他自治体や神奈川県との広域的な連携を強化し、津波を含むあらゆる災害に備えた支援体制の共通化と情報共有を進めてください。

IV. 困難を抱える女性への支援に関する基本計画策定について

第6次横浜市男女共同参画行動計画の素案ができあがり、パブリックコメントが実施されると承知しています。この行動計画の中で「困難女性支援計画」も位置づけ、2026年第一回市会定例会には報告され、3月には行動計画が策定されると公表されています。

DV被害も含めた困難な問題を抱える女性の支援は、包括的かつ切れ目なく行う必要があります。行動計画が、「女性の福祉」「人権の尊重や養護」「男女平等」といった困難女性支援法の視点を踏まえた取組みで、多様化・複雑化・複合化した問題を抱える女性たちの支援となることを期待します。

1. DVについての理解と啓発

・当事者がDV被害を受けているという認識がないケースもあります。身体的暴力だけではなく、精神的暴力、経済的・社会的制約を課す暴力、さらには性暴力についての理解を広めることが必要です。若年層からの相談件数が少ないことから、学校教育などでの啓発・予防教育をすすめてください。

・相談件数は年間4,000～5,000件の間で推移していますが、20歳代以下の若年層からの相談は全体の約4%と少なく、相談に繋がりやすい環境づくりが求められます。特に、性犯罪・性暴力の相談は深刻であり、当事者に寄り添った迅速な対応ができるよう、関係機関と連携した支援を実施してください。

2. 多様なニーズへの対応

さまざまな問題を抱える女性が安心して自分らしく暮らすことができるように、多様なニーズに寄り添った施設が地域にあることが望ましいと考えます。入所によって所在を秘匿することはハードルが高く、支援からこぼれ落ちている女性もいると考えられます。民間団体と連携し、地域で相談できる居場所など、支援を受けられる環境整備を検討してください。

3. 民間支援団体との連携

支援にあたっては、関係機関と民間支援団体等の連携・協働による切れ目のない支援が求められています。早期発見、相談、一時保護から自立支援まで、当事者に寄り添った切れ目のない支援を民間団体が担ってきた部分は少なくありません。しかし、女性支援に取り組む民間団体数は少なく、人的・財政的に基盤が脆弱であることが課題となっています。ボランティアな活動に頼らざるを得ない状況もあるなど、民間団体の運営は容易ではありません。今後も民間団体との連携が持続可能となるような仕組みが必要です。

4. 女性相談支援員の体制の充実

DV相談支援センターや各区の保健福祉センターでは女性相談支援員は、当事者を適切な支援につなぐためのコーディネートや情報提供など、継続的な支援を行う中心的な役割を担っています。当事者に寄り添い、継続的な支援が提供できるようまた、相談支援員が経験

を積みスキルアップに繋がるように、常勤の女性相談員の配置や、非常勤職員の増員、処遇改善など、安定した就労による勤務体制を求めます。

V. 福祉分野におけるDXの推進

1. ヘルパー事業の事務の簡素化

産前産後ヘルパー派遣事業、育児支援ヘルパー派遣事業及び養育支援ヘルパー派遣事業では、適切な支出を行うために、確認書へのヘルパー及び支援対象者の双方の署名または押印により 契約の履行確認を行うとされています。業務の改善、簡素化に向けてデジタル化を進めることは、適切な支出を行うためでもあることを理解され、早急に取り組んでください。

2. こんにちは赤ちゃん訪問事業

この事業は、親子と地域の人が実際に顔と顔を合わせるという点で非常に有意義であり、短い時間の会話から不安ごとを聞き、今後の子育てに必要な情報に繋げ、様々の事を察知し保健師に繋げる役目も担っています。

今年度から訪問員の手当が増額されたことは、負担軽減につながっています。しかし、訪問員の個人電話から個別に保護者に電話をし、訪問のアポイントをとる方式については、早急な見直しが必要であると考えます。保護者の利便性の向上とともに訪問員の負担軽減のためにも、訪問日時の調整のためのアプリの導入等を検討してください。同時に、訪問員に専用の携帯電話を貸与するなど、早急に個人情報保護対策を求めます。

3. 受給者証のデジタル化

受給者証のデジタル化に向けては、国の自治体DXの中で検討が進められていると承知していますが、利用者、事業者双方にとって利便性が向上する取り組みとなるよう、横浜市としても課題を整理し提言を行ってください。

4. 福祉タクシー利用券のデジタル化

当団体は、かねてより、利用者や事業者の負担軽減や、タクシー利用券の適正利用の促進に資する取り組みとして福祉タクシー利用券のデジタル化の検討を求めてきたところです。横浜市においては、電子チケットによる小規模保育事業へのタクシー送迎支援や、専用アプリを活用した介護タクシー専用配車の実証実験プロジェクトもスタートしています。福祉タクシー利用券についても、課題を整理しデジタル化を進めてください。

生活クラブ運動グループ・横浜ユニット連絡会

<賛同団体>

神奈川ネットワーク運動・青葉

NPO法人たすけあい戸塚

青葉福祉ユニット

NPO法人ピッピ親子サポートネット

W.Co La casa

W.Co Socio

W.Coさんりん舎

W.Co ピッピふあむ

W.Co はっぴいず

W.Coふらっと

特定非営利活動法人移動サービスアクセス

福祉クラブ生協 神奈川世話焼きW.Coこすもす

福祉クラブ生協 神奈川家事介護W.Co 絆

福祉クラブ生協 神奈川食事サービスW.Coぽてと

福祉クラブ生活協同組合 移動サービスW.Coらら・むーぶ神奈川

福祉クラブ生協 神奈川子育て支援W.Coぽぴん

福祉クラブ生協 居宅介護支援W.Coオプティ咲

NPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会（反町カフェぼらん）

横浜みなみ生活クラブ生活協同組合 神奈川コモンズ

認定NPO法人WE21ジャパンかながわ

市民自治をめざす神奈川の会

NPO法人のはらネットワーク

横浜北生活クラブ生活協同組合 理事会

つづき相談窓口

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑

企業組合エコ・アド

福祉クラブ生協 W.Coはあと

福祉クラブ生協世話焼きワーカーズW.Coあさがお

NPO法人 共同の家ブアン

横浜西部福祉ユニット

連絡先

NPO法人ピッピ親子サポートネット

（生活クラブ運動グループ・横浜ユニット連絡会事務局）

横浜市青葉区市ヶ尾町1065-5森ビル五番館201

mail:pippi@npo-pippi.net

TEL：045-530-3939